

< 改正後 >	< 現 行 >
<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業（以下「県営事業」という。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務（以下「用地調査等業務」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）「発注者」とは、知事若しくは地方機関の長をいう。</p> <p>（2）「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>（3）～（8）〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>（9）「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約取扱について」の別紙委託契約書をいう。</p> <p>（10）～ <u>（26）〔「調査職員」以外読替無し〕</u></p> <p><u>（27）〔「電磁的記録」は適用除外〕</u></p> <p><u>（28）〔「情報共有システム」は適用除外〕</u></p> <p><u>（29）「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする</u></p> <p><u>なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。</u></p> <p><u>（30）～（52）〔「調査職員」以外読替無し〕</u></p> <p>（用地調査等業務の施行の原則）</p> <p>第3条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業（以下「県営事業」という。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務（以下「用地調査等業務」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）「発注者」とは、知事若しくは地方機関の長をいう。</p> <p>（2）「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>（3）～（8）〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>（9）「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約取扱について」の別紙委託契約書をいう。</p> <p>（10）～（50）〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【読替追加】</p> <p>（用地調査等業務の施行の原則）</p> <p>第3条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p>

(用地調査等業務の区分)

第4条 この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定に基づく宮城県農業農村整備事業等測量作業規程(令和3年3月2日付け国国地第131号国土交通大臣変更承認。以下「測量作業規程」という。)により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。

(2)～(4) 〔読替無し〕

(業務の着手)第5条～(調査職員)第7条 〔「調査職員」以外読替無し〕

(管理技術者)

第8条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、建設関連業務の契約の手引に基づき、発注者に提出しなければならない。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。

3 管理技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、業務の主たる部門に関し7年以上の実務経験を有する者、又は土地改良補償士(社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。)、土地改良補償業務管理者(土地改良補償業務管理者試験実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者、若しくは業務の主たる部門に関する補償業務管理士(社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、あるいは発注者がこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認めた者であり日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

4～7 〔「調査職員」以外読替無し〕

(照査技術者及び照査の実施)

第9条 受注者は、用地調査業務等における照査技術者を定め、建設関連業務の契約の手引に基づき、発注者に提出しなければならない。

2 照査技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、発注者が管理技術者と同等の能力と経験を有すると認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

3 照査技術者は、照査計画を作成し、照査計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4～7 〔「調査職員」以外読替無し〕

(業務従事者の資格)

(用地調査等業務の区分)

第4条 この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定に基づく宮城県農業農村整備事業等測量作業規程(平成28年7月5日付け国地第54号国土交通大臣変更承認。以下「測量作業規程」という。)により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。

(2)～(4) 〔読替無し〕

(業務の着手)第5条～(調査職員)第7条 〔「調査職員」以外読替無し〕

(管理技術者)

第8条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、建設関連業務の契約の手引に基づき、発注者に提出しなければならない。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。

3 管理技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、業務の主たる部門に関し7年以上の実務経験を有する者、又は土地改良補償士(社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。)、土地改良補償業務管理者(土地改良補償業務管理者試験実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者、若しくは業務の主たる部門に関する補償業務管理士(社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、あるいは発注者がこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認めた者であり日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

4～7 〔「調査職員」以外読替無し〕

(照査技術者及び照査の実施)

第9条 受注者は、用地調査業務等における照査技術者を定め、建設関連業務の契約の手引に基づき、発注者に提出しなければならない。

2 照査技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、発注者が管理技術者と同等の能力と経験を有すると認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

3 照査技術者は、照査計画を作成し、照査計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4～7 〔「調査職員」以外読替無し〕

(業務従事者の資格)

第10条 〔読替無し〕

2 「別記2」において、土地改良補償士と総合補償部門に係る補償業務管理士は同等の能力を有する者とする。

3 「別記2」において、土地改良補償業務管理者と補償業務管理士（該当する部門に限る）は同等の能力を有する者とする。

4 受注者は、業務従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。

5 業務従事者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

6 業務従事者は、照査技術者を兼務することはできない。

（提出書類）

第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託代金額（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除くものとする。

2 〔読替無し〕

（業務実績情報システム（テクリス）への登録）

第12条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（資料の貸与及び返却）第13条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第10条 〔読替無し〕

2 「別記2」において、土地改良補償士と総合補償部門に係る補償業務管理士は同等の能力を有する者とする。

3 「別記2」において、土地改良補償業務管理者と補償業務管理士（該当する部門に限る）は同等の能力を有する者とする。

4～6 〔「調査職員」以外読替無し〕

（提出書類）

第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託代金額（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除くものとする。

2 〔読替無し〕

（業務実績情報システム（テクリス）への登録）

第12条 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（資料の貸与及び返却）第13条 〔「調査職員」以外読替無し〕

<p>(関係官公庁への手続等) 第14条～(成果物の検証) 第16条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(成果物の提出)</p> <p>第17条 受注者は、用地調査等業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>3 成果物は、「設計業務の電子納品要領(案)」、「測量成果電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子データにより提出することができる。</p> <p>(関連法令及び条例の遵守)</p> <p>第18条 〔読替無し〕</p> <p>(検査)</p> <p>第19条 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2、3 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(修補) 第20条 〔読替無し〕</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第21条 〔読替無し〕</p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(契約変更)</p> <p>第22条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等業務の委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 調査職員と受注者が協議し、用地調査等業務の施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(履行期間の変更)</p>	<p>(関係官公庁への手続等) 第14条～(成果物の検証) 第16条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(成果物の提出)</p> <p>第17条 受注者は、用地調査等業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>3 成果物は、「設計業務の電子納品要領(案)」、「測量成果電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子データにより提出することができる。</p> <p>(関連法令及び条例の遵守)</p> <p>第18条 〔読替無し〕</p> <p>(検査)</p> <p>第19条 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(修補) 第20条 〔読替無し〕</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第21条 <u>契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。</u></p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(契約変更)</p> <p>第22条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等業務の委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 調査職員と受注者が協議し、用地調査等業務の施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>2 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(履行期間の変更)</p>
--	--

第23条 〔読替無し〕

(業務の中止)

第24条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査等業務の中断については、第33条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)～(6)〔「調査職員」以外読替無し〕

2～3〔「調査職員」以外読替無し〕

(発注者の賠償責任)

第25条 〔読替無し〕

(受注者の賠償責任)

第26条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 〔読替無し〕

(2) 契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合

(3) 〔読替無し〕

(部分使用)

第27条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第38条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1)～(2)〔読替無し〕

2 〔読替無し〕

第23条 ～2 〔読替無し〕

3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(業務の中止)

第24条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査等業務の中断については、第33条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)～(6)〔「調査職員」以外読替無し〕

2～3〔「調査職員」以外読替無し〕

(発注者の賠償責任)

第25条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 〔読替無し〕

(受注者の賠償責任)

第26条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合

(3) 〔読替無し〕

(部分使用)

第27条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第38条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1)～(2)〔読替無し〕

2 〔読替無し〕

<p>(再委託) 第28条～3〔読替無し〕 4 農林水産省地方農政局を宮城県に読み替える。 5 〔読替無し〕</p> <p>(成果物の使用等) 第29条、(守秘義務) 第30条 〔読替無し〕</p> <p>(安全等の確保) 第31条 読替無し 2 特別仕様書の特記仕様書に読み替える。 3～8 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(臨機の措置) 第32条～(個人情報の取扱い) 第35条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(行政情報流出防止対策の強化) 第36条 作業計画書を業務計画書に読み替える</p> <p>(保険加入の義務) 第37条、(調査・試験に対する協力) 第38条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続き</p> <p>(打合せ等) 第39条～(現地路査) 第40条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(作業計画書) 第41条 作業計画書を業務計画書に読み替える</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>(土地への立入り等) 第42条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(算定資料)</p>	<p>(再委託) 第28条～3〔読替無し〕 4 農林水産省地方農政局を宮城県に読み替える。 5 〔読替無し〕</p> <p>(成果物の使用等) 第29条、(守秘義務) 第30条 〔読替無し〕</p> <p>(安全等の確保) 第31条 読替無し 2 特別仕様書の特記仕様書に読み替える。 3～8 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(臨機の措置) 第32条～(個人情報の取扱い) 第35条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(行政情報流出防止対策の強化) 第36条 作業計画書を業務計画書に読み替える</p> <p>(保険加入の義務) 第37条、(調査・試験に対する協力) 第38条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続き</p> <p>(打合せ等) 第39条～(現地路査) 第40条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(作業計画書) 第41条 作業計画書を業務計画書に読み替える</p> <p><u>【監督職員への進捗状況の報告】</u> 第42条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(土地への立入り等) 第43条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(算定資料)</p>
---	--

第43条 直轄事業を県営事業に読み替える。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測) 第44条～(補償額等の端数処理) 第48条 [読替無し]

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査) 第49条～(土地利用履歴等の調査) 第55条 [「調査職員」以外読替無し]

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成) 第56条、(調査書の作成) 第57条 [読替無し]

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ) 第58条～(境界立会い) 第63条 [「調査職員」以外読替無し]

第2節 境界測量

(用地測量の基準点) 第64条～(用地境界仮杭の設置) 第66条 [「調査職員」以外読替無し]。

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲) 第67条 [「調査職員」以外読替無し]

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成) 第68条～(予定分筆) 第70条 [「調査職員」以外読替無し]

(用地境界杭の設置)

第44条 直轄事業を県営事業に読み替える。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測) 第45条～(補償額等の端数処理) 第49条 [読替無し]

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査) 第50条～(土地利用履歴等の調査) 第56条 [「調査職員」以外読替無し]

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成) 第57条、(調査書の作成) 第58条 [読替無し]

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ) 第59条～(境界立会い) 第64条 [「調査職員」以外読替無し]

第2節 境界測量

(用地測量の基準点) 第65条～(用地境界仮杭の設置) 第67条 [「調査職員」以外読替無し]。

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲) 第68条 [「調査職員」以外読替無し]

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成) 第69条～(予定分筆) 第71条 [「調査職員」以外読替無し]

(用地境界杭の設置)

第7.1条 取得又は権利等を設定した土地の境界を明らかにするため、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第67条、土地改良財産取扱規則（昭和34年6月19日農林省訓令第23号）第24条の2、「別記3」境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭を設置するものとする。

なお、調査職員の指示により、境界杭の長さが100cm以内の杭及び金属板等を使用することができるものとする。

2 前項により用地境界杭を設置したときは、「用地境界標識設置図」及び「境界杭設置調書」を作成するものとする。

第5章 登記資料収集整理等

（登記資料収集整理）第7.2条～（責 務）第7.5条〔「調査職員」以外読替無し〕

第6章 建物等の調査

第1節 調査

（建物等の調査）第7.6条～（石綿）第8.8条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）第8.9条～（石綿）第10.0条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第3節 算 定

（移転先の検討）第10.1条～（立竹木等）第11.2条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

（営業その他の調査）第11.3条～（動産に関する調査）第11.6条 〔読替無し〕

第2節 調査書の作成

（調査書の作成）第11.7条 〔読替無し〕

第7.2条 取得又は権利等を設定した土地の境界を明らかにするため、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第67条、土地改良財産取扱規則（昭和34年6月19日農林省訓令第23号）第24条の2、「別記3」境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭を設置するものとする。

なお、調査職員の指示により、境界杭の長さが100cm以内の杭及び金属板等を使用することができるものとする。

2 前項により用地境界杭を設置したときは、「用地境界標識設置図」及び「境界杭設置調書」を作成するものとする。

第5章 登記資料収集整理等

（登記資料収集整理）第7.3条～（責 務）第7.6条〔「調査職員」以外読替無し〕

第6章 建物等の調査

第1節 調査

（建物等の調査）第7.7条～（石綿）第8.9条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）第9.0条～（石綿）第10.1条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第3節 算 定

（移転先の検討）第10.2条～（立竹木等）第11.3条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

（営業その他の調査）第11.4条～（動産に関する調査）第11.7条 〔読替無し〕

第2節 調査書の作成

（調査書の作成）第11.8条 〔読替無し〕

第3節 算 定

(補償額の算定) 第118条〔読替無し〕

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等) 第119条～(補償の要否の判定等) 第121条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第9章 予備調査

第1節 調 査

(予備調査) 第122条～(機械設備等調査) 第126条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2節 調査書等の作成

(企業概要書) 第127条 ～(移転計画案の作成) 第130条 〔読替無し〕

第3節 算 定

(補償概算額の算定) 第131条 〔読替無し〕

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討) 第132条～(敷地使用実態の調査) 第134条 〔読替無し〕

第2節 調査書等の作成

(企業概要書) 第135条～(補償額の比較) 第137条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第11章 再算定業務

第3節 算 定

(補償額の算定) 第119条〔読替無し〕

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等) 第120条～(補償の要否の判定等) 第122条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第9章 予備調査

第1節 調 査

(予備調査) 第123条～(機械設備等調査) 第127条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2節 調査書等の作成

(企業概要書) 第128条 ～(移転計画案の作成) 第131条 〔読替無し〕

第3節 算 定

(補償概算額の算定) 第132条 〔読替無し〕

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討) 第133条～(敷地使用実態の調査) 第135条 〔読替無し〕

第2節 調査書等の作成

(企業概要書) 第136条～(補償額の比較) 第138条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第11章 再算定業務

<p>(再算定業務) 第138条～(再算定の方法) 第139条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第12章 土地評価</p> <p>(土地評価) 第140条～(残地等に関する損失の補償額の算定) 第145条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>(補償説明) 第146条～(説明後の措置) 第151条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>(地盤変動影響調査) 第152条～(費用負担の要否の検討) 第154条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第2節 算定</p> <p>(費用負担額の算定) 第155条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第15章 費用負担の説明</p> <p>(費用負担の説明) 第156条～(説明後の措置) 第161条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第16章 騒音等調査</p> <p>(騒音等調査) 第162条、(調査の方法) 第163条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(事業認定申請図書等の作成) 第164条～(事業認定申請図書の作成方法) 第169条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(事前審査用資料の作成方法) 第170条～(本申請図書の作成) 第172条 相談を事前審査に読み替える</p>	<p>(再算定業務) 第139条～(再算定の方法) 第140条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第12章 土地評価</p> <p>(土地評価) 第141条～(残地等に関する損失の補償額の算定) 第146条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>(補償説明) 第147条～(説明後の措置) 第152条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>(地盤変動影響調査) 第153条～(費用負担の要否の検討) 第155条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第2節 算定</p> <p>(費用負担額の算定) 第156条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第15章 費用負担の説明</p> <p>(費用負担の説明) 第157条～(説明後の措置) 第162条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第16章 騒音等調査</p> <p>(騒音等調査) 第163条、(調査の方法) 第164条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(事業認定申請図書等の作成) 第165条～(事業認定申請図書の作成方法) 第170条 〔「調査職員」以外読替無し〕</p> <p>(事前審査用資料の作成方法) 第171条～(本申請図書の作成) 第173条 相談を事前審査に読み替える</p>
---	---

<p>(裁決申請図書の作成) 第173条～(明渡裁決申立図書の作成方法) 第176条〔読替無し〕</p> <p>第18章 物件調書の作成</p> <p>(物件調書の作成) 第177条〔読替無し〕</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成</p> <p>(保安林解除等申請図書の作成) 第178条～(保安林解除等申請図書の作成方法) 第181条〔読替無し〕</p> <p>第20章 完了図書の作成</p> <p>(完了図書の作成)</p> <p>第182条 完了図書の作成とは、県営事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。</p> <p>2 以下の3及び4以外の事業における完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)〔読替無し〕</p> <p>3 地すべり対策事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)〔読替無し〕</p> <p>4 海岸保全事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)〔読替無し〕</p> <p>(現地踏査)</p> <p>第183条 〔読替無し〕</p> <p>(完了図書の作成方法)</p> <p>第184条 県営土地改良業等の完了図書は、設計図書に基づき作成するものとし、これに記載の無い細部事項等については、調査職員の指示により作成するものとする。</p> <p>2 県営地すべり対策事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。</p> <p>3 県営海岸保全事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査</p>	<p>(裁決申請図書の作成) 第174条～(明渡裁決申立図書の作成方法) 第177条〔読替無し〕</p> <p>第18章 物件調書の作成</p> <p>(物件調書の作成) 第178条〔読替無し〕</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成</p> <p>(保安林解除等申請図書の作成) 第179条～(保安林解除等申請図書の作成方法) 第182条〔読替無し〕</p> <p>第20章 完了図書の作成</p> <p>(完了図書の作成)</p> <p>第183条 完了図書の作成とは、県営事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。</p> <p>2 以下の3及び4以外の事業における完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)〔読替無し〕</p> <p>3 地すべり対策事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)〔読替無し〕</p> <p>4 海岸保全事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)〔読替無し〕</p> <p>(現地踏査)</p> <p>第184条 〔読替無し〕</p> <p>(完了図書の作成方法)</p> <p>第185条 県営土地改良業等の完了図書は、設計図書に基づき作成するものとし、これに記載の無い細部事項等については、調査職員の指示により作成するものとする。</p> <p>2 県営地すべり対策事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。</p> <p>3 県営海岸保全事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査</p>
--	--

(内水面漁業権等調査) 第185条～(調査の方法) 第186条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2章 阻害要因の調査及び処理方針の作成

(阻害要因の調査及び処理方針の作成) 第187条～(用地補償処理計画(案)の作成) 第195条〔読替無し〕

第2章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成) 第196条 〔「調査職員」以外読替無し〕

用地調査等共通仕様書「様式」

様式第1号～第25号〔「調査職員」以外読替無し〕

用地調査等共通仕様書の別記関係

「別記1」～「別記2」〔読替無し〕

「別記3」

1 様式

(1) 境界標識は宮城県型(12cm×12cm)角で長さ100cmの鉄筋コンクリート杭のものを標準とし、杭の頭部中心に「+」、側面には「宮城県」と刻印の表示をする。

ただし、財産である土地の地形・周辺土地の地形等を考慮して、境界標識の大きさを上部9cm角以上の規格のものを定めることができる。

(2)、(3) 読替無し

(4) 見取り図は下記のとおりである。

2 設置要領

(1) 「農林水産省」を「宮城県」へと読替え。

(2)～(5)〔読替無し〕

(内水面漁業権等調査) 第186条～(調査の方法) 第187条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2章 阻害要因の調査及び処理方針の作成

(阻害要因の調査及び処理方針の作成) 第188条～(用地補償処理計画(案)の作成) 第196条〔読替無し〕

第2章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成) 第197条 〔「調査職員」以外読替無し〕

用地調査等共通仕様書「様式」

様式第1号～第31号〔「調査職員」以外読替無し〕

用地調査等共通仕様書の別記関係

「別記1」～「別記2」〔読替無し〕

「別記3」

1 様式

(1) 境界標識は宮城県型(12cm×12cm)角で長さ100cmの鉄筋コンクリート杭のものを標準とし、杭の頭部中心に「+」、側面には「宮城県」と刻印の表示をする。

ただし、財産である土地の地形・周辺土地の地形等を考慮して、境界標識の大きさを上部9cm角以上の規格のものを定めることができる。

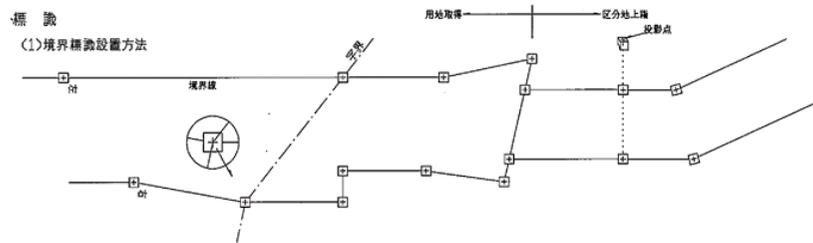
(2)、(3) 読替無し

(4) 見取り図は下記のとおりである。

2 設置要領

(1) 「農林水産省」を「宮城県」へと読替え。

(2)～(5)〔読替無し〕



「別記4」〔読替無し〕

「別記5」

第1条～第34条〔読替無し〕

別添記載例

「東京度千代田区霞が関一丁目2番1号 農林水産大臣 ○○ ○○」を「宮城県仙台市青葉区本~~町~~3丁目8番1号 宮城県知事 ○○ ○○」へと読替え。

「農林水産大臣」を「宮城県」へと読替え。

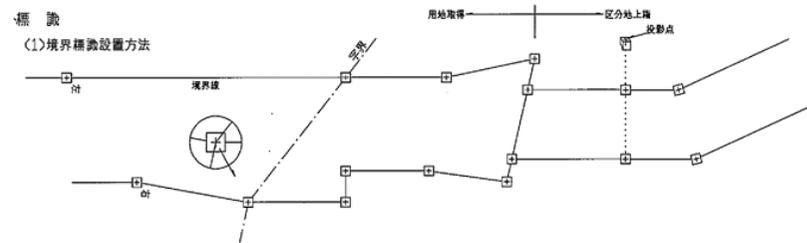
「別記6」〔読替無し〕

「別記7」

(目的)

第1条 この要領は、宮城県所管の県営土地改良事業及び県営地すべり対策事業「以下「事業」という。）の実施に伴う内水面漁業権等の調査に関する基本的事項を定め、調査の円滑、かつ、適正な実施に資することを目的とする。

(調査基準) 第2条～(報告書の作成) 第9条〔読替無し〕



「別記4」〔読替無し〕

「別記5」

第1条～第34条〔読替無し〕

別添記載例

「東京度千代田区霞が関一丁目2番1号 農林水産大臣 ○○ ○○」を「宮城県仙台市青葉区本~~庄~~3丁目8番1号 宮城県知事 ○○ ○○」へと読替え。

「農林水産大臣」を「宮城県」へと読替え。

「別記6」〔読替無し〕

「別記7」

(目的)

第1条 この要領は、宮城県所管の県営土地改良事業及び県営地すべり対策事業「以下「事業」という。）の実施に伴う内水面漁業権等の調査に関する基本的事項を定め、調査の円滑、かつ、適正な実施に資することを目的とする。

(調査基準) 第2条～(報告書の作成) 第9条〔読替無し〕